

令和 8 年第 3 回定例会 保健福祉医療委員会資料

〔諸般の報告事項〕

- 1 令和 8 年熊本地震に係る福祉部関連の人的支援等の状況について 2
- 2 指定障害児通所支援事業者に対する行政処分について 3
- 3 茨城県プレ妊活健診事業について 5
- 4 若年層向け保育人材確保の取組について 7
- 5 ひとり親ワークライフ臨時サポート事業について 9

令和 8 年 9 月 1 5 日
福 祉 部

令和8年熊本地震に係る福祉部関連の人的支援等の状況について

福祉部

1 国から本県への派遣要請

(1) 災害派遣精神医療チーム (DPAT)

厚生労働省等から本県に対し派遣依頼があり、以下のとおり対応。

派遣期間	8 / 2 ~ 8
派遣者数等	・ 1 チーム 5 名 (精神科医、看護師、薬剤師、事務職員) ・ こころの医療センター、筑波大学附属病院の混成チーム
派遣先	熊本市、八代市
活動内容	情報収集、精神科医療機関の支援、避難所での精神疾患を持つ被災者に対する精神医療の提供等

(2) 災害派遣福祉チーム (DWAT)

- ・ 現時点で本県への派遣要請はない。
- ・ 現地では、9月末まで九州・中国・四国ブロックを中心とした体制で活動中。
それ以降、必要な人員の確保が難しい場合は他ブロックへの拡大を検討。

2 義援金に係る募金箱の設置

- ・ 8月5日に県庁舎、合同庁舎（水戸・常陸太田・鉾田・土浦・筑西）及び三の丸庁舎に募金箱を設置。
 - ・ 集めた義援金については、日本赤十字社茨城県支部及び茨城県共同募金会を通じて被災地に送付。
- ※日本赤十字社及び中央共同募金会は、7月31日から義援金受付を開始。

【参考】

①概要

- ・ 発生時刻：令和8年7月28日16時27分
- ・ 発生場所：熊本県熊本地方深さ16km（暫定値）
- ・ 震 度：最大震度7（熊本県宇城市・氷川町）

②被害状況（9月3日時点）

- ・ 死 者：38名
- ・ 住家被害：全壊1,748棟、大規模半壊336棟、半壊2,768棟、
一部破損30,921棟
- ・ 避難者数：2,000名

指定障害児通所支援事業者に対する行政処分について

福祉部障害福祉課

「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）」に基づき監査を行ったところ、法令違反が認められたため、以下のとおり行政処分を行った。

1 対象事業者

- ・法人の名称 株式会社コシダ（代表取締役 越田 隆）
- ・事業所の名称 放課後等デイサービス みどりの里（所在地 神栖市大野原）
- ・サービスの種類 放課後等デイサービス
- ・利用定員数 20 人

2 行政処分の内容

事業所の指定取消し

（処分日及び指定取消年月日（処分効力発生日）：令和 8 年 7 月 31 日）

3 行政処分の理由

（1）不正の手段による指定（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 9 号該当）

令和 4 年 9 月 20 日付けの事業所指定申請に際し、雇用実態のない者を児童発達支援管理責任者（以下「児発管」と表記）とする虚偽の内容を記載した申請書及び雇用実態のない者の名義を冒用した雇用契約書を県に提出し、不正に障害児通所支援事業所の指定を受けた。

（2）人員基準違反（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 4 号該当）及び運営基準違反（同条項第 5 号該当）

事業所指定時（令和 4 年 11 月 1 日）から県が立入検査を実施した令和 7 年 3 月 4 日までの間（以下「対象期間」と表記）、事業所に必要な常勤の児発管を配置せず、また、児発管が作成すべき放課後等デイサービス計画を児発管ではない者に作成させた。

（3）2 市に対する障害児通所給付費の不正請求（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号該当）

令和 4 年 11 月から令和 7 年 1 月までの期間において、児発管を配置していなかったにもかかわらず、常勤で配置しているものとして児発管欠如減算を適用せず、また、対象期間において適正な放課後等デイサービス計画がなかったにもかかわらず同計画未作成減算を適用せずに、神栖市及び鹿嶋市に計 14,627,480 円の障害児通所給付費を不正に請求し受領した。

また、対象期間において適正な放課後等デイサービス計画がなかったにもかかわらず、神栖市及び鹿嶋市に計 812,320 円の延長支援加算を不正に請求し受領した。

(4) 不正又は著しく不当な行為（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 11 号該当）

令和 6 年 4 月 1 日付けで行った従たる事業所の追加に係る届出に際し、雇用実態のない者を児発管とする虚偽の記載をした書類を県に提出した。

また、令和 6 年 8 月 20 日、同月 30 日に実施する法第 57 条の 3 の 3 第 4 項に基づく運営指導に向けて提出を求められた「運営指導事前提出資料」について、雇用実態のない者を常勤で雇用していたとする虚偽の内容を記載し県に提出した。

(5) 法第 21 条の 5 の 22 に基づく質問に対する虚偽の答弁について（法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 8 号該当）

令和 7 年 3 月 4 日にされた法第 21 条の 5 の 22 に基づく質問に対して、雇用実態のない者が上記事業所に月に 2、3 回程度は勤務していたとする虚偽の答弁を行った。

4 指定取消しに伴う利用者の処遇について

継続利用希望児童は、令和 8 年 4 月までに近隣の別事業者運営の障害児通所支援事業所にて受入済

5 参考

当該行政処分後、各障害福祉サービス等事業者宛に虐待及び不正請求等の防止の徹底を求めるとともに、不正事案に対しては県として厳正に対処する旨の再発防止通知を发出した。

茨城県プレ妊活健診事業について

福祉部子ども政策局少子化対策課

1 事業目的

若い世代の男女への「プレ妊活健診」への支援を行うことで、将来を考えた健康管理を行う「プレコンセプションケア」の普及啓発を図り、早期の不妊治療や妊娠・出産を目指す活動を促し、出生率の向上につなげる。

2 事業開始時期

令和8年8月1日（土）

3 対象者

結婚している夫婦（事実婚を含む）又は結婚を前提とした交際中の男女（要件）

- ・女性の年齢が満40歳未満（令和8年4月1日時点）であること
- ・法律婚の夫婦：夫又は妻のいずれかが茨城県内に居住していること
- ・事実婚又は結婚を前提としている男女：県内で同居していること
- ・プレコンセプションケア動画（約20分）の視聴を完了すること

4 健診内容

プレ妊活健診の主な項目	内 容
医師による相談・指導	妊娠に向けた健康や栄養、ライフプラン等に関するアドバイス
女性向け検査	子宮・卵巣の状態、卵巣年齢、性感染症、甲状腺機能等の検査等
男性向けチェック	精液の簡易チェック

5 健診実施医療機関（令和8年8月31日現在）

31 施設

6 利用者負担

なし

7 事業の流れ

- ① 特設ページにより申込を行い、動画の視聴・本人確認書類等の提出
- ② 県による受講・要件確認後、受診券を発行
- ③ 健診実施施設への受診予約・受診

} WEB上で完結

8 利用実績（令和8年8月31日現在）

- ・申込者数 320 人
- ・受診券発行者数 190 人

茨城県 今から プレコンセプションケアを はじめませんか？



理想の将来に
向けて
何が必要？

感染症
対策は
大丈夫？

生活習慣
今のままで
いい？

身体について
何を知って
おくべき？

はじめるプレコン、未来の私たちのために

プレコンセプションケアとは、性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠、出産を含めたライフデザインや将来の健康を考えて健康管理を行う取組のことです。

／ あなたの最初の一步を応援！ ／

プレコンセプションケア健診費用の助成について

茨城県では、将来妊娠・出産を考える夫婦等が、早期にプレコンセプションケアに取り組むための知識の習得及び現在の身体の状態を知るための健診を無料で受けられる事業を行っています。

詳しくは裏面をご確認ください

令和8年8月受付開始！



詳細・申込は
こちら

茨城県プレ妊活健診とは

茨城県内に居住する将来妊娠・出産を考える夫婦等を対象に、プレコンセプションケアに取り組むための知識の習得と健診を無料で受けることができる事業です。

35,000円
相当の健診が
無料

茨城県プレ妊活健診の流れ

- 1 下記二次元コードから特設ページへアクセスし、申し込み
- 2 動画を視聴・本人確認書類の提出
- 3 ②完了後、県から受診券兼受講証明書が交付される
- 4 健診実施医療機関にて健診の予約をする
- 5 健診実施医療機関にて健診を受ける
- 6 受診後アンケートへ回答する

対象者（以下をすべて満たす方が対象です）

- 結婚している（事実婚を含む）又は結婚を前提とした交際中の男女
- 女性の年齢が満 40 歳未満
- 以下の要件を満たすこと
 - <法律婚の場合>
茨城県内で同居又は夫婦のいずれかが居住していること
 - <事実婚又は結婚を前提とした交際中の男女の場合>
茨城県内で同居していること

茨城県プレ妊活健診の詳細・
お申込みはこちらから

茨城県プレ妊活健診

https://www.kids.pref.ibaraki.jp/kids/birth_precon/



受診券で受けられる検査等

検査項目	女性向け	検査目的等	チェック項目	男性向け	WHO による基準値
身体測定		やせすぎや肥満は不妊のリスクや生まれてくる赤ちゃんの健康に影響するリスクが高くなります。	精液量		1.4ml 以上
血圧		高血圧で妊娠した場合、妊娠高血圧症候群*、早産や胎児発育遅延などが増加することが報告されています。 ※妊娠中に高血圧が見られる病氣。脳出血の原因になるなど、注意が必要な産科合併症。	精子濃度		1600 万 /ml 以上
甲状腺機能		甲状腺機能に異常がある場合、生殖能力の低下や流産等に影響を及ぼします。	精子運動率		42% 以上
梅毒		妊娠中に感染をすると、胎児にも感染し、死産、早産や胎児の発育に異常をきたすことがあります。	総精子数		3900 万個以上
風しん		妊娠初期に感染すると、胎児に先天性風しん症候群*を引き起こす可能性があります。 ※免疫のない女性が風しんに罹患すると、風しんウイルスが胎児に感染し、先天性心疾患、難聴、白内障などの障害を引き起こすことがある。	総運動精子数		精液量 × 精子濃度 × 精子運動率 により算出します。
卵巣年齢		卵巣に残っている卵子のおよその数を確認します。 ※この検査でわかる数値は卵子の「数」であり、卵子の「質」はわかりません。妊娠には「数」だけでなく、卵子の「質」も大きく影響します。	※ WHO による基準値とは、避妊中止後 12 か月以内にパートナーが自然妊娠した男性の精液検査データを基に作成。 ※ 基準値未満であるから妊娠が保証されるわけではなく、基準値未満でも妊娠の可能性はありますが、基準値未満である場合には医療機関への受診を検討してください。 ※ 男性向けチェック項目は、配布された精子チェックキットにより、自宅を確認を行います。		
クラミジア感染症		妊娠中のクラミジアは、胎児に悪影響を及ぼす可能性があります。			
子宮・卵巣の状態		超音波検査により、子宮に関連する疾患の有無を確認します。			

- ・ 受診券の交付を受けるには、対象者であるかの確認のため、本人確認書類の提出が必要です。
- ・ 受診券による健診を受けることができるのは、健診実施医療機関のみです。（健診実施医療機関一覧は特設ページにてご確認ください）
- ・ 本事業による女性健診結果及び男性チェック結果については、茨城県が収集し、政策形成へ活用するとともに、個人が特定できない範囲において県が認める大学等の研究に対して収集データを提供することがあります。

茨城県福祉部子ども政策課 少子化対策課

TEL:029(301)3257 MAIL:shoutail@pref.ibaraki.lg.jp

若年層向け保育人材確保の取組について

福祉部子ども政策局子ども未来課

1 目的

保育の魅力を若年層に発信することにより、保育に対する理解促進と仕事への関心の向上を図り、将来の保育人材の確保につなげる。

2 主な事業内容

(1) みらいの保育士応援フェア 2026

① 概要

出展園から、養成校に通う学生や潜在保育士に対し、保育の現場での働き方、経営方針等を紹介し、就職時の不安解消や就業イメージの明確化につなげ、安心して長く働くことができる園選びを支援する。

今年度は、新たに保育士を目指す若者への知事応援メッセージ動画を発信。



【園から説明を受ける参加者】

② 今年度の実施状況（保育士養成校生、潜在保育士）

時 期	開催場所	出展園	参加者
8月6日	県南生涯学習センター	35ブース	111名
8月19日	常磐大学体育館	55ブース	188名
計	2か所	90ブース	299名

(2) 保育士養成校生向けバスツアー

① 概要

養成校に通う学生等を対象に、魅力的な保育に取り組む施設を訪問するバスツアーを企画し、現場の保育士との交流を通して、将来の仕事選びを支援する。



【保育士との意見交換会】

② 今年度の実施状況

時 期	コース数	参加者	結 果
8月～9月	6コース 県央2、県南4	保育士養成校生 101名	保育の仕事への関心について、ほとんどの参加者から「保育に対する関心が高まった」旨のアンケート回答が得られた。

3 今後の対応

- 引き続き、養成校や保育施設と連携し、若年層が保育の仕事に触れる機会を創出し、保育の仕事への関心を高めることにつなげ、若年層の参入促進を図る。
- 今後、若者が関心を寄せやすいよう、プロスポーツクラブ等と連携した保育の仕事の魅力発信や、SNSでのショート動画による情報発信を強化することにより、保育の仕事の理解促進を図っていく。

気になる保育
見つけに行こう!

保育士養成校生向け

潜在保育士
の方も
参加OK!

みらいの

保育士応援フェア2026

茨城県内の保育施設が多数参加

働くイメージ、ぐっと近くなる。

県南
会場

8. 6 Thu
10:30-15:30

県央
会場

8. 19 Wed
10:00-12:00 / 13:00-15:00

参加
無料

詳しくは裏面へ

園の雰囲気や働き方を、気軽に聞ける保育のお仕事フェアです。

未来の保育士、ここからスタート!

気になる園の話、直接聞いてみよう。

あなたに合う保育の職場が、きっと見つかる。

いろいろな園の話を直接聞いて、
働くイメージを具体的にできる保育士応援フェア。

気になることはその場で質問できるから、就職活動中の方も、
保育の仕事を考えている方も安心です。
あなたらしく働ける場所を探しに来ませんか?

現場の先生のリアルな話が聞ける

自分に合う職場を見つけられる

園の雰囲気がわかる

8/6 県南会場
Thu 土浦市
10:30~15:30

茨城県県南生涯学習センター多目的ホール

土浦市大和町9-1 ウララビル5F
土浦駅西口駅前ペDESTリアンデッキ直結

10:15~ 参加者受付

気になる園との
出会いはここから!

10:30~
15:30 個別ブース説明会

現場の先生のリアル
な話を聞いてみよう!



県央会場 8/19
Wed 水戸市
10:00~12:00/13:00~15:00

常磐大学・常磐短期大学 体育館

水戸市見和1-430-1

JR水戸駅または赤塚駅よりバスで15分「常磐大学前」下車

9:45~ 参加者受付

10:00~
12:00 個別ブース説明会

12:45~ 参加者受付

13:00~
15:00 個別ブース説明会



対 象

保育士養成施設に在籍する学生(1年生から参加可能)・潜在保育士の方
(保育士資格をお持ちの方で、現在、保育現場を離れている方)・保育施設で
働きたい方

どんな園が
あるのかな?

参加準備はかんたん! 事前登録はこちら

「どんな園が参加するの?」
「話を聞いてみたい!」
そんな気になる園を事前にチェック
しておけば、当日もスムーズ。
まずは気軽に登録して、未来の
職場探しを始めてみませんか?

服装自由・入退場自由
一人での参加も大歓迎
1年生から参加できます
当日の飛び込み参加もOK

登録は下記
QRコードから



参加者にはオリジナルグッズプレゼント

あなたらしく働ける場所との出会いが、ここから始まります。あなたの知りたい園ブースに行こう!



事業受託者 一般社団法人いばらき保育サポートセンター
いばらき保育人材バンク事務局

水戸オフィス / TEL.029-350-5137 土浦オフィス / TEL.029-896-6366
[お問い合わせ時間 / 平日9:00~17:00] <https://hoiku.pref.ibaraki.jp/>



ポータルサイト



Instagram



LINE

お気軽に
お問い合わせを♪

ひとり親ワークライフ臨時サポート事業について

福祉部子ども政策局青少年家庭課

1 事業目的

家事・育児を支援する家庭生活支援員の派遣や施設での子どもの一時預かりを通じて、ひとり親世帯の育児と仕事の両立やキャリアアップをサポートし、正規雇用への就業促進や収入向上を図る。

2 事業開始時期

令和8年6月23日（火）

3 対象者

18歳以下の子どもがいるひとり親世帯

4 支援内容

家事・育児を代行する家庭生活支援員の派遣及び施設による一時預かり

5 実施体制

派遣事業者：6事業者で約1,400人の家庭生活支援員を確保

子どもの預入先：9法人14施設（児童養護施設、乳児院）と契約

6 利用者負担

なし

7 利用方法

- ① 特設ホームページ等を通じて会員登録
- ② 利用する事業者を選択し、派遣又は一時預かりを依頼
- ③ サービスを利用

8 利用実績（令和8年8月31日現在）

利用件数：215件

利用延べ時間：950時間

9 利用の促進

- ・事業を必要とするひとり親世帯に確実に情報が届くよう、市町村と連携し、ひとり親世帯の約7割が受給している児童扶養手当受給者へもれなく直接周知を実施（7月の現況確認の通知へチラシを同封、8月の窓口来訪時に事業案内など）
- ・ひとり親家庭と接する機会の多い子ども食堂運営者や、民間保育団体、私立幼稚園団体、民生委員等の幅広い関係機関・団体と連携し、支援を必要とする世帯に積極的に事業の周知を行い、利用促進に取り組んでいる。

ひとり親ワークライフ 臨時サポート事業

仕事も、資格も
諦めない

育児と仕事をひとりで担うひとり親の方が安心して生活できるよう、資格や経験を持つ支援員の派遣や施設での子どもの一時預かりを通して、子育てや家事の負担を軽減し、育児と仕事の両立をサポートします。



育児に
余裕がもてない

子どもの預け先が見つからず
仕事を休まなければならない

体調を崩して子どもの
世話ができない

家事に
手が回らない

買い物に行く時間が取れない

育児と家事が重なり
気持ちに余裕がない

キャリアアップに
不安がある

資格取得の勉強時間が欲しい

就職活動をしたい

「少し手伝ってほしい…」

そんなときに力になります！

生活の様々な場面から
子育てや家事の
サポートを行います！

- 家庭での子どもの世話・見守りなど、子育てのサポート
- 部屋の軽い掃除や洗濯など、日常の家事のサポート
- 施設での子どもの預かり など

※ご利用いただけるサービスは事業者によって異なります。

利用料

無料

※買い物の実費などは除きます。

手続きや
事業の詳細
はこちら



利用できる方

18歳以下の子どもを養育するひとり親家庭の方など

※所得制限はありません。

※児童扶養手当の対象となる方は原則対象となります。

利用上限

小学生以下の子どもがいる世帯：最大96時間/月

中学生以上の子どもがいる世帯：最大24時間/月

利用の手順などは、裏面をご覧ください。→→→

まずは「事前登録」を！



利用の流れ4ステップ



登録の際は
こちらを確認

STEP 1

事業者を選ぶ
登録する

県ホームページから事業者を選び、利用登録書を事業者に出す

STEP 2

派遣や預かりを
依頼する

利用登録が完了したら、必要な時に派遣や預かりを依頼

STEP 3

派遣や
預かりの決定
サービス利用

事業者から派遣や預かり決定の連絡後、サービス利用

STEP 4

確認のサイン

サービス利用終了後、利用確認書にサインをして完了

Q どんな支援員が来てくれるの？

A 県が委託した専門の事業者のスタッフが伺います。看護師や保育士などの有資格者や、子育て・家事経験の豊富な支援員がサポートします。なお、事業者は複数のうちから選ぶことができます。



Q 派遣する事業者の選び方は？

A 事業者によって、派遣できる地域やサービス（子育て支援・病児保育・家事支援など）が異なります。詳細は、県のホームページに掲載しているので、派遣先や利用したいサービスにより、事業者を選んでください。

Q 支援員は自宅以外にも派遣できるの？

A 自宅以外にも児童館や子育て支援センターなど、子育ての支援ができる場所であれば派遣できます。また、児童養護施設などの専門機関に子どもを一時的に預けることもできます。

Q 登録だけでも大丈夫？

A 利用の予定がなくても、利用登録だけをすることもできます。事前に登録をしておけば、急な困りごとの際にもスムーズに依頼できますので、「今は大丈夫でも、いざという時のために」事前登録をおすすめします。

この他にも
疑問があったら
お気軽に
ご相談ください

あわせて活用！「高等職業訓練促進給付金」

資格取得を目指すひとり親の皆さんの生活費を支援します。

支援員のサポートを
利用しながら
ステップアップ

対象者

児童扶養手当受給者または同等の所得水準の方
[6カ月以上修業し、対象資格の取得などが見込まれる方]

支給内容

訓練期間中、月額10万円を支給
[住民税課税世帯は月額7万5000円]

対象資格

【例】看護師、准看護師、美容師、社会福祉士、介護福祉士、保育士など

※詳しくは福祉相談センター・各地域の県民センターまたはお住いの市の福祉担当課にお問い合わせください。

詳細は
こちら



本事業・チラシに関する
お問合せ先

茨城県福祉部子ども政策局青少年家庭課

TEL 029-301-2183

✉ hitoriyoasupport@pref.ibaraki.lg.jp

2026年6月発行

令和 8 年第 3 回定例会 保健福祉医療委員会資料

〔議案関係〕

1	第 93 号議案	令和 8 年度茨城県一般会計補正予算（第 2 号）	2
2	第 96 号議案	児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	9
3	第 97 号議案	茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例	10
4	第 98 号議案	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	11
5	第 99 号議案	児童福祉法に基づき一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例	12
	条例改正議案	新旧対象表	18

令和 8 年 9 月 15 日
福 祉 部

第 93 号議案

令和 8 年度 茨城県一般会計補正予算（第 2 号）

○ 一般会計補正予算（福祉部分）

【今回分】

（単位：千円）

事項	予算額	特定財源種目金額	一般財源
福祉部 計	666, 216	604, 649	61, 567

【歳出項目別】

（単位：千円）

款 項 名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A + B)
7 福祉費	95, 779, 502	666, 216	96, 445, 718
4 長寿福祉費	4, 187, 290	666, 216	4, 853, 506

○ 一般会計補正予算に係る福祉部の事業

- ・ 介護事業所等サービス継続支援事業費 188, 319 千円
- ・ 介護事業所等生産性向上推進事業費 434, 437 千円
- ・ 介護支援専門員安全確保事業費 43, 460 千円

主要事業等の概要（案）

福祉部長寿福祉課

事業名又は議案の 名 称	介護事業所等サービス継続支援事業
1 予 算 額	1 8 8, 3 1 9 千円
2 現況・課題	国の「強い経済」を実現する総合経済対策（令和 7 年 11 月 21 日閣議決定）において、物価高騰や賃金上昇の影響により厳しい経営環境に置かれている介護事業所・施設に対し、介護サービスの円滑な継続を図るための支援を実施することとされた。 各事業者からの申請額の合計が現計予算額（令和 7 年度からの繰越額）を上回ったところ、不足分について国から追加交付される見込みとなったことから、これに伴う予算措置が必要である。
3 必要性・ねらい	物価高の影響を受ける介護事業所等が必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、燃料費や物品購入等に対する支援を行う。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	(1) 補助対象 介護事業所・施設（約 2,800 か所） (2) 対象経費 ・ 利用者宅への訪問・送迎に係る費用 ・ マスク、飲料水などの衛生・備蓄品や、ポータブル発電機、冷暖房機器などの設備を購入する費用 (3) 補助上限額 ・ 介護施設等 ：定員 1 人あたり 6 千円 ・ 訪問介護事業所：訪問回数に応じ 20 万円～50 万円 ・ 通所介護事業所：利用者数に応じ 20 万円～40 万円 ・ その他の事業所：20 万円
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	・ 財源 介護保険事業費補助金 （介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業） ・ 繰越予算額（令和 7 年度 12 月補正予算の一部を繰越） 5 1 7, 5 3 2 千円



介護事業所等サービス継続支援事業

【R8.9月補正予算額 188百万円】

(繰越予算額 518百万円)

福祉部長寿福祉課介護保険指導・監査G (029-301-3343)

物価高の影響がある中でも、介護事業所等が必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、訪問・送迎に係る費用や設備・備品の購入費用に対する支援を行います。

＜補助対象＞

介護事業所・施設

＜対象経費＞

- ・利用者宅への訪問・送迎に係る費用
- ・マスク、飲料水等の衛生・備蓄品や、ポータブル発電機、冷暖房機器等の設備を購入する費用

＜補助上限額＞

- ・介護施設等 : 定員1人あたり6千円
- ・訪問介護事業所 : 訪問回数に応じ20万円～50万円
- ・通所介護事業所 : 利用者数に応じ20万円～40万円
- ・その他の事業所 : 20万円



主要事業等の概要（案）

福祉部長寿福祉課

事業名又は議案の 名 称	介護事業所等生産性向上推進事業
1 予 算 額	4 3 4, 4 3 7 千円
2 現況・課題	2040 年には、65 歳以上の高齢者数がピークを迎える一方で、現役世代の生産年齢人口の減少が見込まれ、どのように高齢者を支えていくかが課題である。 そのような中、介護人材確保のため、介護現場における処遇改善やテクノロジー導入等の支援を実施しているが、各事業者からの事前協議額の合計が、現計予算額（令和 7 年度からの繰越額）を上回ったことから、これに伴う予算措置が必要である。
3 必要性・ねらい	物価高の影響を受ける介護事業所等に対し、介護職員等の賃上げや職場環境の改善を図るため、見守り機器等の導入を支援する。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	(1) 補助対象 「処遇改善加算」を取得しており、次のいずれかの要件を満たす介護事業所等 ア 「処遇改善加算」を上回る賃上げの実施 イ 職場環境の改善につながる取組の実施（取組内容は県HPにおいて公表） 例) 育児・介護に係る休暇の取得率向上、国家資格等の取得支援など (2) 対象経費 ア 見守り機器等の導入経費（補助上限：30 万円/機器） イ 介護ソフトの導入経費（補助上限：250 万円/事業所） (3) 補助率 4 / 5
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	・財源 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 ・繰越予算額（令和 7 年度最終補正予算を繰越） 8 8 2, 3 7 6 千円 ・令和 7 年度までの介護テクノロジー補助実績 ・見守り機器等 399 事業所 5, 040 台 ・介護ソフト 248 事業所

【R8.9月補正予算額 434百万円】

(繰越予算額 882百万円)

福祉部長寿福祉課介護基盤整備G (029-301-3321)

物価高の影響を受けている介護事業所等に対し、介護職員等の賃上げや職場環境の改善を図るため、見守り機器等の導入を支援します。

＜補助対象＞

「処遇改善加算」を取得しており、次のいずれかの要件を満たす介護事業所・施設

- ① 「処遇改善加算」を上回る賃上げの実施
- ② 職場環境の改善につながる取組の実施（取組内容は県HPにおいて公表）
例）育児・介護に係る休暇の取得率向上、国家資格等の取得支援など

＜対象経費＞

- ・ 見守り機器等の導入経費（補助上限：30万円/機器）
- ・ 介護ソフトの導入経費（補助上限：250万円/事業所）

＜補助率＞

4/5



主要事業等の概要（案）

福祉部長寿福祉課

事業名又は議案の 名 称	介護支援専門員安全確保事業【新規】
1 予 算 額	43,460千円
2 現況・課題	令和8年6月に埼玉県川口市で発生した介護支援専門員が利用者宅で危害を加えられ死亡した事件を受け、厚生労働省から各都道府県に対し、介護支援専門員の安全確保について、関係機関と連携の上、必要な対策を積極的に講じるよう通知が発出された。 このような中、県としては、介護支援専門員の安全確保に早急に取り組む必要がある。
3 必要性・ねらい	居宅介護支援事業所における介護支援専門員の安全を確保し、安心して働くことができる環境づくりを推進するため、ＩＣレコーダー等の導入や利用者宅への複数人訪問に必要な経費を支援する。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	(1) 補助対象 居宅介護支援事業所 (2) 対象経費 ・ ＩＣレコーダー、防犯ブザー等の導入経費 ・ 介護支援専門員が利用者宅に複数人で訪問する際に必要な経費（基準額：3,200円/回） (3) 補助率 3／4 (4) 補助上限額 1事業所あたり53千円
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	・ 居宅介護支援事業所数（R8.4.1現在） 820事業所 ・ 財源 介護保険事業費補助金

【R8.9月補正予算額 43百万円】

福祉部長寿福祉課介護基盤整備G（029-301-3321）

介護支援専門員の安全を確保し、安心して働くことができる環境づくりを推進するため、I Cレコーダー等の導入や利用者宅への複数人訪問に必要な経費を支援します。

＜補助対象＞

居宅介護支援事業所

＜対象経費＞

- ・ I Cレコーダー、防犯ブザー等の導入経費
- ・ 介護支援専門員が利用者宅に複数人で訪問する際に必要な経費

（基準額：3,200円/回）

＜補助率＞

3/4

＜補助上限額＞

1事業所あたり53千円



条 例 （ 案 ） の 概 要

福祉部障害福祉課、福祉部子ども政策局子ども未来課

条例の名称	児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例【一部改正】														
1 制 定 (改正) の理由・ 根拠	当該条例を定めるに当たり、参酌すべき基準を規定する「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）」、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）」、「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）」の一部改正に伴う所要の改正。														
2 制 定 (改正) の目的	児童福祉施設、指定障害児通所支援施設及び指定障害児入所支援施設における児童対象性暴力等の防止義務に関する規定の省令改正に従い、所要の改正を行うもの。														
3 背景・ 必要性	子どもを対象とした性犯罪の認知件数が増加傾向にあり、児童福祉施設や障害児通所支援施設等において、子どもが安心して過ごせる安全な環境の確保が強く求められている。 こうした中、児童等対象業務従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）」が施行された。これに伴い、国の省令が改正されたことから、本県においても関係条例の所要の改正を行うものである。														
4 内 容	児童福祉施設、指定障害児通所支援施設及び指定障害児入所支援施設の設置者に対し、児童等対象業務従事者に係る性的な犯罪事実確認その他の必要な措置を講じる義務規定を追加する。														
5 効果・ 影響	児童福祉施設、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設において、児童対象性暴力等の防止のための措置を義務付けることにより、安心して子どもが利用できる環境整備に資する。														
6 施行日	令和 8 年 1 2 月 2 5 日														
7 参考事 項	対象となる主な施設（令和 8 年 4 月 1 日現在） <table border="1"> <tr> <td>所管課</td><td>子ども未来課</td><td colspan="2">障害福祉課</td></tr> <tr> <td>施 設</td><td>保育所</td><td>指定障害児 通所支援施設</td><td>指定障害児 入所支援施設</td></tr> <tr> <td>事業所数</td><td>447</td><td>1, 201</td><td>12</td></tr> </table>			所管課	子ども未来課	障害福祉課		施 設	保育所	指定障害児 通所支援施設	指定障害児 入所支援施設	事業所数	447	1, 201	12
所管課	子ども未来課	障害福祉課													
施 設	保育所	指定障害児 通所支援施設	指定障害児 入所支援施設												
事業所数	447	1, 201	12												

条 例 （案） の 概 要

福祉部子ども政策局子ども未来課

条例の名称	茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例等の一部を改正する条例【一部改正】
1 制定（改正） の理由・根拠	当該条例を定めるに当たり、参酌すべき基準を規定する「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府/文部科学省/厚生労働省告示第2号）」の一部改正に伴う所要の改正
2 制定（改正） の目的	幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園における学級編制や職員の配置基準、職員資格に関する特例等について、省令改正に伴い、所要の改正を行うもの。
3 背景・必要性	近年、特別な配慮を必要とする幼児数が増加傾向にあり、幼児一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じて行き届いた教育を推進するための環境整備が必要となっている。 また、多様なニーズを抱えたこどもについて、インクルージョンの観点から保育所等の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援の確保・充実が必要となっている。
4 内 容	（1）学級編制基準の引下げ 学級編制基準について、1学級を原則35人以下から原則30人以下に引下げ （2）保育士配置基準の特例 保育所等における医療的ケア児の受入れや保育の充実を推進するため、子どもの保育に従事する者について、1人に限り、保育士の資格を有する者の代わりに特定理学療法士等を配置することができる特例を規定 （3）その他所要の改正 本来、満3歳以上満4歳未満の子ども15人につき職員1人を配置すべきところ、当分の間、子ども20人につき職員1人としていた経過措置期限を、令和10年3月31日までに見直し
5 効果・影響	幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園において、より余裕のある職員配置や専門性のある職員の配置が期待でき、安心して子どもを預けることができる環境整備に資する。
6 施行日	公布の日
7 参考事項	○保育所等施設数（R8.4月現在） 認定こども園（保育所型）：27施設 認定こども園（幼稚園型）：65施設

条 例 （ 案 ） の 概 要

福祉部子ども政策局子ども未来課

条例の名称	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例【一部改正】
1 制定（改正）の理由・根拠	当該条例を定めるに当たり、従うべき又は参酌すべき基準を規定する「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）」の一部改正に伴い、所要の改正
2 制定（改正）の目的	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。
3 背景・必要性	近年、特別な配慮を必要とする幼児数が増加傾向にあり、幼児一人一人の置かれた状況や発達の特性等に応じて行き届いた教育を推進するための環境整備が求められるとともに、教職員間の総合的な調整を行う新たな役職の設置が必要とされている。 また、教育、保育等を提供する事業者に対し、児童対象性暴力等を防止する必要な措置を講じることが義務付けられた。
4 内 容	（１）学級編制基準の引下げ 学級編制基準について、1 学級を原則 35 人以下から原則 30 人以下に引下げ （２）学級ごとに 1 人以上配置が必要な教諭の職種を追加 組織的な施設運営及び指導の促進のため職員間の総合的な調整を行う主務保育教諭等の職が新設されたことに伴う職員配置基準の追加 （３）児童対象性暴力等の防止に係る必要な措置の義務付け 幼保連携型認定こども園の設置者に対し、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を義務付け
5 効果・影響	幼保連携型認定こども園において、より余裕のある職員配置や教職員間の総合的な調整を行う職員の配置が期待されるほか、児童対象性暴力等の防止のための措置が義務付けられることで、安心して子どもを預けることができる環境整備に資する。
6 施行日	公布の日外
7 参考事項	○施設数（R8.4 現在） 幼保連携型認定こども園：186 施設

条 例 （ 案 ） の 概 要

福祉部子ども政策局青少年家庭課

条例の名称	児童福祉法に基づき一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例【新規】
1 制定（改正） の理由・根拠	児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）により、児童福祉施設や里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録基準を定める必要があるため、新たに条例を制定する。
2 制定（改正） の目的	一時保護委託施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び登録一時保護委託者の管理者を含む。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障する。
3 背景・必要性	一時保護施設については、設備基準が設けられている一方、一時保護委託先については、制度上は特段の基準等が設けられていない状況であることから、質の担保が求められている。
4 内 容	（１）児童の権利擁護に関する事項 ・ 児童の意見又は意向を尊重した支援体制の整備 ・ 合理的な理由のない権利の制限の禁止 ・ 入所中の児童に対する虐待の禁止 ・ 児童対象性暴力等の防止 （２）設備に関する事項 ・ 児童の居室、食事をする場、浴室及び便所の設置 ・ プライバシーの保護等環境の整備 （３）配置する職員に関する事項 ・ 夜間は少なくとも職員 1 人以上を置く体制を整備 （４）その他運営に関する事項 ・ 児童の衛生管理、健康状態の把握、記録体制の整備 等
5 効果・影響	一時保護委託者の登録基準を整備することにより、一時保護委託先での児童の最善の利益を優先した支援の充実が図られる。
6 施行日	公布の日
7 参考事項	児童福祉法第 34 条の 22 の規定に基づき、「一時保護委託者の登録等に関する基準（令和 8 年内閣府令号外第 73 号）」に従い、又は参酌して定めなければならない、内閣府令と同様の内容としている。

第99号議案

児童福祉法に基づき一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の22第2項の規定に基づき、一時保護委託者の登録等に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び一時保護委託者の登録等に関する基準（令和8年内閣府令第16号）で使用する用語の例による。

(最低基準の目的等)

第3条 最低基準は、登録一時保護委託施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び登録一時保護委託者の管理者を含む。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(登録一時保護委託者の一般原則)

第4条 登録一時保護委託者は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 登録一時保護委託者は、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

3 登録一時保護委託者は、法第33条第1項又は第2項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(児童の権利の制限)

第5条 登録一時保護委託者は、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 登録一時保護委託者は、前項に規定する正当な理由があり、やむを得ず児童の権利を制限する場合は、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

(児童の行動の制限)

第6条 登録一時保護委託者は、施設等により児童の行動を制限してはならない。

(虐待等の禁止)

第7条 登録一時保護委託者の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(児童対象性暴力等の防止)

第8条 登録一時保護委託者は、法第34条の22第6項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他

の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第9条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けなければならない。

2 登録一時保護委託者は、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練に努める体制を整備しなければならない。

3 登録一時保護委託者は、前項の訓練のうち、避難及び消火に係るものについては、少なくとも毎月1回、これを行う体制を整備しなければならない。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第10条 登録一時保護委託者は、児童の登録一時保護委託施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認する体制を整備しなければならない。

(児童の権利擁護)

第11条 登録一時保護委託者は、入所する児童に対し、その意見又は意向（意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行う体制を整備しなければならない。

(児童の所持物)

第12条 登録一時保護委託者は、入所する児童の所持する物の取扱いについて、次の各号に掲げる要件を満たす体制を整備しなければならない。

- (1) 合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止しないこと。
- (2) 前号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童又は他人の生命等に係る緊急の場合を除きあらかじめ児童相談所長又は知事に相談すること。
- (3) 第1号に規定する合理的な理由があり、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止する場合は、児童相談所長又は知事が、児童に対して、その理由について十分な説明を行い児童の理解を得るために、児童相談所長又は知事に協力するよう努めること。
- (4) 児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管すること。

(構造設備の基準)

第13条 登録一時保護委託施設の構造設備は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 採光、換気等児童の保健衛生及び入所している児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。
- (2) 児童の居室、食事をする場、浴室及び便所を設けること。
- (3) 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

- (4) 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にする事。
 - (5) 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする事。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
 - (6) 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向及び同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
 - (7) 30人以上を入所させる施設には、医務室及び静養室を設ける事。
 - (8) 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整える事。
- （職員の一般的要件）

第14条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員について、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者となるよう、体制を整備しなければならない。

（夜間の職員配置）

第15条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設において、夜間、少なくとも職員1人以上を置く体制を整備しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第16条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該登録一時保護委託施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所する児童の居室及び登録一時保護委託施設に特有の設備並びに入所する児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第17条 登録一時保護委託施設の衛生管理等は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 入所する児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。
 - (2) 当該登録一時保護委託施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように努めること。
 - (3) 入所する児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切に、入所する児童を入浴させ、又は清拭^{しき}すること。
 - (4) 入所する児童に対し清潔な衣服を提供すること。ただし、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供すること。
 - (5) 必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うこと。
- （食事）

第 18 条 登録一時保護委託施設における入所する児童の食事の提供は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 入所する児童に食事を提供するときは、栄養及び当該児童の身体的状況を考慮したものとする。
- (2) 児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めること。
(入所した児童及び職員の健康状態の把握等)

第 19 条 児童相談所長又は知事は、入所した児童の健康状態を把握するため、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 登録一時保護委託者は、児童相談所長又は知事が前項の措置を講ずることができるようにするため、児童又は他人の生命等に関わる緊急の場合を除き、あらかじめ児童相談所長又は知事に相談する体制を整備しなければならない。
- 3 第 1 項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は知事に勧告しなければならない。
- 4 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設に入所する児童の保護に従事する職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(養護)

第 20 条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における養護について、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行う体制を整備しなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第 21 条 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における生活支援について、児童の自主性を尊重しつつ、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行う体制を整備しなければならない。

- 2 登録一時保護委託者は、登録一時保護委託施設における教育について、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行う体制を整備しなければならない。
- 3 登録一時保護委託者は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の教育に必要な支援に関して、児童相談所と協力して行うよう努める体制を整備しなければならない。

4 登録一時保護委託者は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等に関して、児童相談所と協力して行うよう努める体制を整備しなければならない。

5 登録一時保護委託者は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も、当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努める体制を整備しなければならない。

(登録一時保護委託者内部の規程)

第 22 条 登録一時保護委託者は、次に掲げる事項のうち必要なものにつき規程を設けなければならない。

(1) 入所する児童の支援に関する事項

(2) その他施設の管理についての重要事項

(登録一時保護委託者における記録)

第 23 条 登録一時保護委託者は、入所する児童の処遇の状況について、児童相談所から求められた場合に、その情報を提示することができるように記録する体制を整備しなければならない。

(秘密保持等)

第 24 条 登録一時保護委託者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 登録一時保護委託者は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第 25 条 知事は、登録一時保護委託施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該登録一時保護委託者の職員以外の者を関与させなければならない。

(電磁的記録)

第 26 条 登録一時保護委託者の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 月 日提出

茨城県知事 大井川 和 彦

条例改正議案「新旧対照表」目次

議案	改正条例の名称	頁
第 96 号議案	児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	19
	児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例	20
	児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例	24
第 97 号議案	茨城県幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例	25
	茨城県幼稚園型認定こども園，保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例	31
第 98 号議案	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例	32

児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第61号）新旧対照表

改正案	現行
(児童対象性暴力等の防止) <u>第13条の3 児童福祉施設（助産施設，児童厚生施設（児童館を除く。） 児童発達支援センター，児童家庭支援センター及び里親支援センター を除く。）の設置者は，法第四十五条第七項において準用する法第21 条の5の18第4項の規定に基づき，児童対象性暴力等を防止し，及び 児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため，児童 等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じな ければならない。</u>	(新設)

児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第71号）新旧対照表

改正案	現行
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第46条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。</u> （準用） 第76条 第13条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から_____第50条まで、第50条の2第1項及び第51条から第53条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第37条」とあるのは「第76条において準用する第37条」と、第17条中「第37条第6号及び第50条の2第2項」とあるのは「第76条において準用する第37条第6号」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第75条」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第75条第2項」と、第26条第1項及び第27条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第43条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。 （準用）	<u>第46条 削除</u> （準用） 第76条 第13条から第22条まで、第24条から第30条まで、第32条、第34条から<u>第45条まで、第47条から</u>第50条まで、第50条の2第1項及び第51条から第53条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第37条」とあるのは「第76条において準用する第37条」と、第17条中「第37条第6号及び第50条の2第2項」とあるのは「第76条において準用する第37条第6号」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第75条」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第75条第2項」と、第26条第1項及び第27条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、第43条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。 （準用）

第76条の2 第8条, 第9条, 第13条から第22条まで, 第24条から第30条まで, 第32条, 第34条から_____第50条まで, 第50条の2第1項, 第51条から第53条の4まで, 第54条から第56条まで, 第70条及び第75条の規定は, 共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。

(準用)

第79条の9 第13条から第22条まで, 第24条, 第25条, 第26条(第6項及び第7項を除く。), 第26条の2, 第27条から第30条まで, 第32条, 第34条から第36条まで, 第38条, 第38条の2, 第40条の2, 第40条の3第1項, 第41条から_____第50条まで, 第50条の2第1項及び第51条から第53条までの規定は, 指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において, 第13条第1項中「第37条」とあるのは「第79条の8」と, 第17条中「いう。第37条第6号及び第50条の2第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と, 第22条第2項中「次条」とあるのは「第79条の7」と, 第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第79条の7第2項」と, 第26条第1項並びに第27条第1項及び第2項中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と, 同条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第26条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と, 「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と, 同条第5項から第10項までの規定中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と, 第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行

第76条の2 第8条, 第9条, 第13条から第22条まで, 第24条から第30条まで, 第32条, 第34条から第45条まで, 第47条から第50条まで, 第50条の2第1項, 第51条から第53条の4まで, 第54条から第56条まで, 第70条及び第75条の規定は, 共生型放課後等デイサービスの事業について準用する。

(準用)

第79条の9 第13条から第22条まで, 第24条, 第25条, 第26条(第6項及び第7項を除く。), 第26条の2, 第27条から第30条まで, 第32条, 第34条から第36条まで, 第38条, 第38条の2, 第40条の2, 第40条の3第1項, 第41条から第45条まで, 第47条から第50条まで, 第50条の2第1項及び第51条から第53条までの規定は, 指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において, 第13条第1項中「第37条」とあるのは「第79条の8」と, 第17条中「いう。第37条第6号及び第50条の2第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と, 第22条第2項中「次条」とあるのは「第79条の7」と, 第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第79条の7第2項」と, 第26条第1項並びに第27条第1項及び第2項中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と, 同条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第26条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と, 「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と, 同条第5項から第10項までの規定中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と, 第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行

うよう努めなければならない」と、第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第87条 第13条から第22条まで、第24条、第25条、第26条(第4項を除く。)、第26条の3、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、第40条の3第1項、第41条、第43条から_____第50条まで、第50条の2第1項、第51条から第53条まで及び第79条の6から第79条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第37条」とあるのは「第87条において準用する第79条の8」と、第17条中「いう。第37条第6号及び第50条の2第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第87条において準用する第79条の7」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第87条において準用する第79条の7第2項」と、第26条第1項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価(以下「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先

うよう努めなければならない」と、第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第87条 第13条から第22条まで、第24条、第25条、第26条(第4項を除く。)、第26条の3、第27条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条、第38条の2、第40条の2、第40条の3第1項、第41条、第43条から第45条まで、第47条から第50条まで、第50条の2第1項、第51条から第53条まで及び第79条の6から第79条の8までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第37条」とあるのは「第87条において準用する第79条の8」と、第17条中「いう。第37条第6号及び第50条の2第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第22条第2項中「次条」とあるのは「第87条において準用する第79条の7」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第87条において準用する第79条の7第2項」と、第26条第1項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価(以下「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先

施設に示す」と、第27条第1項及び第2項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第5項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、同条第6項から第10項までの規定中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第43条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

施設に示す」と、第27条第1項及び第2項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第4項中「第26条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、同条第5項中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」と、同条第6項から第10項までの規定中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第43条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第48条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第53条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第72号）新旧対照表

改正案	現行
<u>（児童対象性暴力等の防止）</u> <u>第44条 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、法第24条の11第4項において準用する第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。</u>	<u>第44条 削除</u>

茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例（平成18年条例第64号）新旧対照表

改正案	現行
（職員の配置に関する認定要件） 第4条 職員の配置に関する認定要件は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）が共通して利用する4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）においては、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させること。この場合において、1学級の子どもの数は、原則として<u>30人</u>以下とすること。 (3)・(4) (略) （職員の資格に関する認定要件） 第5条 職員の資格に関する認定要件は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) (略) <u>2 前項第1号、第2号及び第4号により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学</u>	（職員の配置に関する認定要件） 第4条 職員の配置に関する認定要件は、次に掲げるとおりとする。 (1) (略) (2) 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）が共通して利用する4時間程度の利用時間（以下「共通利用時間」という。）においては、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、学級ごとに少なくとも1人の職員（以下「学級担任」という。）に担当させること。この場合において、1学級の子どもの数は、原則として<u>35人</u>以下とすること。 (3)・(4) (略) （職員の資格に関する認定要件） 第5条 職員の資格に関する認定要件は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(4) (略) (新設)

を専修する学科, 研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって, 個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。) 又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって, 障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し, かつ, 子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし, 当該特定理学療法士等は, 補助者として従事する場合を除き, 教育課程に基づく教育に従事してはならず, 当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては, 保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

3 前項の規定により, 第1項第1号, 第2号又は第4号の規定に基づき置かなければならない保育士の資格を有する者について特定理学療法士等をもって代える場合は, 当該特定理学療法士等の数は, 基準職員数の3分の1を超えてはならない。

付 則

(職員の資格に関する認定要件の特例)

2 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の学級担任に関する認定要件に係る第5条第1項第3号の規定の適用については, 当分の間, 同号中「幼稚園の教員の免許状を有する者」とあるのは, 「幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者であってその意欲, 適性, 能力等を考慮して適当と認められるもの(幼稚園の教員

(新設)

付 則

(職員の資格に関する認定要件の特例)

2 保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の学級担任に関する認定要件に係る第5条_____第3号の規定の適用については, 当分の間, 同号中「幼稚園の教員の免許状を有する者」とあるのは, 「幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者であってその意欲, 適性, 能力等を考慮して適当と認められるもの(幼稚園の教員

の免許状の取得に向けた努力を行っている者に限る。）」とする。

- 3 幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者に関する認定要件に係る第5条第1項第4号の規定の適用については、当分の間、同号中「保育士の資格を有する者」とあるのは、「保育士の資格を有する者又は幼稚園の教員の免許状を有する者であってその意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるもの（保育士の資格の取得に向けた努力を行っている者に限る。）」とする。
- 4 登園時間帯その他の子どもが少数である時間帯において、第4条第1号アからエまでに掲げる人数をいずれも満たす最少の人数が1人となる場合であって、一の認定こども園に置く職員の人数を2人とするときは、当分の間、第5条第1項第1号、第2号及び第4号の規定にかかわらず、当該職員のうち1人は、知事が幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。
- 5 第5条第1項第1号及び第4号（付則第3項の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び付則第9項において同じ。）をもって代えることができる。
- 6 第5条第1項第2号の規定により置かなければならない幼稚園の教

の免許状の取得に向けた努力を行っている者に限る。）」とする。

- 3 幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者に関する認定要件に係る第5条____第4号の規定の適用については、当分の間、同号中「保育士の資格を有する者」とあるのは、「保育士の資格を有する者又は幼稚園の教員の免許状を有する者であってその意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるもの（保育士の資格の取得に向けた努力を行っている者に限る。）」とする。
- 4 登園時間帯その他の子どもが少数である時間帯において、第4条第1号アからエまでに掲げる人数をいずれも満たす最少の人数が1人となる場合であって、一の認定こども園に置く職員の人数を2人とするときは、当分の間、第5条____第1号、第2号及び第4号の規定にかかわらず、当該職員のうち1人は、知事が幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者にすることができる。
- 5 第5条____第1号及び第4号（付則第3項の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において養護をつかさどる主幹教諭及び養護教諭として従事している者を除く。次項及び付則第9項において同じ。）をもって代えることができる。
- 6 第5条____第2号の規定により置かなければならない幼稚園の教

員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

7 1日につき8時間を超えて開園する認定こども園において、開園時間を通じて必要となる職員の総数が、第4条第1号の規定により置かなければならない職員の数（以下「基準職員数」という。）を超える場合における第5条第1項第1号、第2号及び第4号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から、基準職員数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

8 第5条第1項第1号の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

7 1日につき8時間を超えて開園する認定こども園において、開園時間を通じて必要となる職員の総数が、第4条第1号の規定により置かなければならない職員の数（以下「基準職員数」という。）を超える場合における第5条_____第1号、第2号及び第4号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開園時間を通じて必要となる職員の総数から、基準職員数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

8 第5条_____第1号の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

9 第5条第2項の場合及び次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等及び同表の右欄に掲げる者の総数は、基準職員数の3分の1を超えてはならない。

付則第5項	第5条第1項第1号及び第4号（付則第3項の規定を適用する場合を除く。）の若しくは養護教諭の普通規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
付則第6項	第5条第1項第2号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
付則第7項	第5条第1項第1号、第2号及び第4号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
付則第8項	第5条第1項第1号の規定により置かなければならない	看護師等

9 _____ 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、_____ 同表の右欄に掲げる者の総数は、基準職員数の3分の1を超えてはならない。

付則第5項	第5条_____第1号及び第4号（付則第3項の規定を適用する場合を除く。）の若しくは養護教諭の普通規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員の免許状を有する者又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者
付則第6項	第5条_____第2号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者	小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者
付則第7項	第5条_____第1号、第2号及び第4号の規定により置かなければならない幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者	知事が幼稚園の教員の免許状を有する者又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者
付則第8項	第5条_____第1号の規定により置かなければならない	看護師等

い保育士の資格を有する者	い保育士の資格を有する者
10 第5条第2項及び付則第8項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、第5条第2項ただし書の規定により当該特定理学療法士等の支援を行う者は、付則第8項ただし書の規定により当該看護師等の支援を行う者と相互に兼ねることができない。	(新設)

茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例の一部を改正する条例（令和6年茨城県条例第61号）新旧対照表

改正案	現行
付 則 2 この条例による改正後の茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例<u>（次項において「改正後の条例」という。）</u>第4条第1号の規定の適用については、<u>令和10年3月31日までの間</u>、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、同号ウ中「15人」とあるのは「20人」と_____する。 3 <u>改正後の条例第4条第1号の適用については、当分の間、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、同号エ中「25人」とあるのは「30人」とする。</u>	付 則 2 この条例による改正後の茨城県幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定要件に関する条例_____第4条第1号の規定の適用については、<u>当分の間</u>、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、同号ウ中「15人」とあるのは「20人」と、<u>同号エ中「25人」とあるのは「30人」とする。</u> (新設)

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年条例第42号) 新旧対照表

改正案	現行
<u>(児童対象性暴力等の防止)</u> <u>第4条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は，法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等を防止し，及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため，児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない。</u> (学級の編制の基準) 第5条 (略) 2 1学級の園児数は，<u>30人</u>以下を原則とする。 3 (略) (職員の数等) 第6条 幼保連携型認定こども園には，学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭，指導保育教諭，<u>主務保育教諭</u>又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。 2～4 (略) 5 幼保連携型認定こども園には，次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 (1) (略)	(新設) (学級の編制の基準) 第5条 (略) 2 1学級の園児数は，<u>35人</u>以下を原則とする。 3 (略) (職員の数等) 第6条 幼保連携型認定こども園には，学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭，指導保育教諭_____又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。 2～4 (略) 5 幼保連携型認定こども園には，次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。 (1) (略)

(2) 主幹養護教諭、主務養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(3) (略)

(児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第15条 (略)

読み替えられる児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号） <u>第14条第7項</u> に規定する園児（以下「園児」という。）
(略)	(略)	(略)

2 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備につ

(2) 主幹養護教諭_____, 養護教諭又は養護助教諭

(3) (略)

(児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用)

第15条 (略)

読み替えられる児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号） <u>第14条第6項</u> に規定する園児（以下「園児」という。）
(略)	(略)	(略)

2 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備につ

いて準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第7項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所」と、同項ただし書中「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって」と読み替えるものとする。

いて準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条第1項中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は、」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、同条第2項中「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事する職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所」と、同項ただし書中「保育所の設備及び職員については」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に兼ねる場合であって」と読み替えるものとする。